

注記事項：外国債等の取得等の報告に関する法令
出所官庁：財務省

財務大臣の
〔官本銀行経由〕

証券売買契約状況報告書

取引 種類	証券発行 元の区分	共通項目			証券番号
		約定年月日	報告日	約定区分	
1	2	19 10	17 11	10 10	3

本報告の法上の種類（証券区分）： 1. 国債 2. 地方債 3. 社債 4. 株券

報告年月日：
報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名
報告者区分（証券区分の）
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般財団
4. 中央銀行 5. その他
証券又は債権の種類
責任者の氏名
証券番号（簿記番号）
（外貨証券：千未満の単位、円貨証券：百万円単位）

項番	証券発行元の所在国 等しくは証券又は債 権の証券種類等の所在国 等しくは証券区分	証券種類（外貨証券） 又は 証券種類（円貨証券）	証券種類コード			証券区分 コード	外貨証券取引の 約定区分 コード	証券番号	買入 金額	買入 単価	買入 数量	買入 日	買入 時間	買入 場所	買入 方法	買入 条件	買入 理由
			1	2	3												
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

〔記入事項〕

- 1 既記により記入すること。
- 2 「外貨証券の区分」欄には、報告の法上について採用された証券区分を記入すること。
- 3 「証券区分の法上の種類」欄には、本報告の証券区分を記した証券区分として記述する事項に○を付すること。また、証券の法上規定に該当する場合又は本報告の証券区分の法上規定に該当する場合には、両方の事項に○を付すること。
- 4 本報告書は、外貨証券（外貨証券1項第1項に規定する証券をいう。）及び円貨証券（外貨証券1項第2項に規定する外貨証券以外の証券をいう。）の証券売買契約（外貨証券売買契約を除く。）の取引報告を記入すること。
 ・本報告書の記入に基づき報告する者（報告者）は、報告の法上の規定を記入すること。
 ・本報告書の14条第1項第1号又は第1項第2号第1号に該当する（証券区分の法上の規定を受け付けた）者は、報告しようとする月の開始の日以後に取り組み記入すること。
 ・ただし、報告しようとする月の中に売買の契約の締結がない場合は報告を要しない。
 ・外貨証券の法上の規定に基づき報告する者（報告者）は、報告しようとする証券売買の開始の日を算する月毎に1回限りとして記入すること。
 ・外貨証券の法上の規定に基づき報告する者は、円貨証券に区分して記入すること。
 ・外貨証券の法上の規定に基づき報告する者（報告者）は、報告しようとする証券売買の開始の日を算する月毎に1回限りとして記入すること。これを除くことが困難な場合にはこれを算して記入して差し支えない。
- 5 「共通項目」及び「共通項目」におけるコード番号は、買入のコード等の記載に限り記入すること。
- 6 本報告書は、「共通項目（取引種類から約定区分まで）」欄の項目が異なるごとに別項として行務すること（共通項目の記載事項は共通項目に記入のある報告書の法上の規定を遵守してのり）異なる事項は別項に記すこと。
- 7 外貨証券の法上の規定については、金・円単位を算する単位で、円貨証券に関する報告については、千円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。
- 8 記入欄が不足する場合は、半紙紙を用いて別項として報告すること。

〔日本企業向け告示〕

【報告書書式】
【共通項目】

【E1】取引種別		【E2】証券発行体の区分		【E3】約定年月日		【E4】約定書コード		【E5】証券区分(銀行振込等の別)		【E6】証券番号	
コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称
20	現金	00	外国証券	YYMM	約定年月日(4桁)	0000	約定書コード	00	銀行振込	14桁	証券番号(10桁)
21	現金	01	外国証券					01	銀行振込		
22	現金	02	外国証券					02	銀行振込		
23	現金	03	外国証券					03	銀行振込		

【詳細項目】

【E7】証券発行体の所在国又は地域				【E8】証券種類(外国証券)		【E9】証券区分		【E10】証券番号		【E11】証券区分		【E12】証券区分		【E13】証券区分		【E14】証券区分		【E15】証券区分	
証券発行体の所在国又は地域	証券発行体の所在国又は地域	証券発行体の所在国又は地域	証券発行体の所在国又は地域	証券種類	証券種類	証券区分	証券区分	証券番号	証券番号	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分
外国証券	外国証券	外国証券	外国証券	証券種類	証券種類	証券区分	証券区分	証券番号	証券番号	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分
外国証券	外国証券	外国証券	外国証券	証券種類	証券種類	証券区分	証券区分	証券番号	証券番号	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分

証券区分	コード	証券区分	コード	証券区分	コード	証券区分	コード	証券区分	コード
日本国	100	日本国	100	日本国	100	日本国	100	日本国	100
アメリカ	101	アメリカ	101	アメリカ	101	アメリカ	101	アメリカ	101
イギリス	102	イギリス	102	イギリス	102	イギリス	102	イギリス	102
フランス	103	フランス	103	フランス	103	フランス	103	フランス	103
ドイツ	104	ドイツ	104	ドイツ	104	ドイツ	104	ドイツ	104
イタリア	105	イタリア	105	イタリア	105	イタリア	105	イタリア	105
スペイン	106	スペイン	106	スペイン	106	スペイン	106	スペイン	106
ポルトガル	107	ポルトガル	107	ポルトガル	107	ポルトガル	107	ポルトガル	107
オランダ	108	オランダ	108	オランダ	108	オランダ	108	オランダ	108
ベルギー	109	ベルギー	109	ベルギー	109	ベルギー	109	ベルギー	109
ルクセンブルク	110	ルクセンブルク	110	ルクセンブルク	110	ルクセンブルク	110	ルクセンブルク	110
スイス	111	スイス	111	スイス	111	スイス	111	スイス	111
オーストリア	112	オーストリア	112	オーストリア	112	オーストリア	112	オーストリア	112
ギリシャ	113	ギリシャ	113	ギリシャ	113	ギリシャ	113	ギリシャ	113
韓国	114	韓国	114	韓国	114	韓国	114	韓国	114
台湾	115	台湾	115	台湾	115	台湾	115	台湾	115
香港	116	香港	116	香港	116	香港	116	香港	116
シンガポール	117	シンガポール	117	シンガポール	117	シンガポール	117	シンガポール	117
タイ	118	タイ	118	タイ	118	タイ	118	タイ	118
インド	119	インド	119	インド	119	インド	119	インド	119
中国	120	中国	120	中国	120	中国	120	中国	120
インドネシア	121	インドネシア	121	インドネシア	121	インドネシア	121	インドネシア	121
マレーシア	122	マレーシア	122	マレーシア	122	マレーシア	122	マレーシア	122
フィリピン	123	フィリピン	123	フィリピン	123	フィリピン	123	フィリピン	123
ジャバネシア	124	ジャバネシア	124	ジャバネシア	124	ジャバネシア	124	ジャバネシア	124
オーストラリア	125	オーストラリア	125	オーストラリア	125	オーストラリア	125	オーストラリア	125
ニュージーランド	126	ニュージーランド	126	ニュージーランド	126	ニュージーランド	126	ニュージーランド	126
南アフリカ	127	南アフリカ	127	南アフリカ	127	南アフリカ	127	南アフリカ	127
ブラジル	128	ブラジル	128	ブラジル	128	ブラジル	128	ブラジル	128
メキシコ	129	メキシコ	129	メキシコ	129	メキシコ	129	メキシコ	129
ペルー	130	ペルー	130	ペルー	130	ペルー	130	ペルー	130
チリ	131	チリ	131	チリ	131	チリ	131	チリ	131
コロンビア	132	コロンビア	132	コロンビア	132	コロンビア	132	コロンビア	132
ベネズエラ	133	ベネズエラ	133	ベネズエラ	133	ベネズエラ	133	ベネズエラ	133
エクアドル	134	エクアドル	134	エクアドル	134	エクアドル	134	エクアドル	134
パラグアイ	135	パラグアイ	135	パラグアイ	135	パラグアイ	135	パラグアイ	135
ウルグアイ	136	ウルグアイ	136	ウルグアイ	136	ウルグアイ	136	ウルグアイ	136
ボリビア	137	ボリビア	137	ボリビア	137	ボリビア	137	ボリビア	137
キューバ	138	キューバ	138	キューバ	138	キューバ	138	キューバ	138
キューバ	139	キューバ	139	キューバ	139	キューバ	139	キューバ	139
キューバ	140	キューバ	140	キューバ	140	キューバ	140	キューバ	140
キューバ	141	キューバ	141	キューバ	141	キューバ	141	キューバ	141
キューバ	142	キューバ	142	キューバ	142	キューバ	142	キューバ	142
キューバ	143	キューバ	143	キューバ	143	キューバ	143	キューバ	143
キューバ	144	キューバ	144	キューバ	144	キューバ	144	キューバ	144
キューバ	145	キューバ	145	キューバ	145	キューバ	145	キューバ	145
キューバ	146	キューバ	146	キューバ	146	キューバ	146	キューバ	146
キューバ	147	キューバ	147	キューバ	147	キューバ	147	キューバ	147
キューバ	148	キューバ	148	キューバ	148	キューバ	148	キューバ	148

【E1】 取引種別
 【E2】 証券発行体の区分
 【E3】 約定年月日
 【E4】 約定書コード
 【E5】 証券区分
 【E6】 証券番号
 【E7】 証券発行体の所在国又は地域
 【E8】 証券種類
 【E9】 証券区分
 【E10】 証券番号
 【E11】 証券区分
 【E12】 証券区分
 【E13】 証券区分
 【E14】 証券区分
 【E15】 証券区分

居住者の買入「20」、売却を「21」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の買入を非居住者から受けている者か当該証券の元本の償還金を受領した(非居住者へ支払った)場合は「22」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から委託を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。
 外貨証券においては、非居住者買入のものを「01」、居住者買入のものを「02」とし、円払証券では非居住者買入のものを「03」、居住者買入のものを「04」として記入すること。
 年表は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること(報告年月日及び明細項目の決算年月に同じ)。
 日付は2桁で記入すること。この際、未定額等の期定により報告する者は、実際の支払日に該当する「01」から「31」を記入し、それ以外の場合は、「99」とすること。
 日本銀行(国庫券)が通知する前コードを記入すること。
 信託約定を照する銀行等における銀行約定を「00」、円借託約定を「10」として記入すること(信託約定を保有しない報告者はブラック)。
 報告者ごと(00)1層からの連続番号を記入すること。
 非居住者買入証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者買入証券に係る取引は当該証券の買入者の所在国又は地域をそれぞれ本報告別表第2に定める国又は地域等により記入すること。
 一 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。
 一 円払証券は、証券種類コード右側の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。
 円払証券の記入にあっては、証券コード右側の(金融機関取引所が提出した券面及び取引簿をもとに組織されたもの)の定める銘柄コード(4桁)を記入すること。
 一 非上場の証券にあってはコード番号の付されていない証券は、コード番号を9999とする。
 償還金等について原簿の期間が1年を越えるものを中期(01)、1年以内のものを短期(02)とする。
 外貨証券先買取引については非居住者との直接取引(自己取引)のみとし、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引(以下「経由取引」という。)を区別して記入すること。
 一 経由取引にあっては、外国証券会社などの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して記入する場合は取引先について上記欄中の「一般政府(300)」から「中央銀行(400)」の11業種を介して記入すること。
 一方、円払証券先買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者を行なった取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の債権を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
 売買金額は外貨証券に係る報告については米ドルに換算したうえで、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること(単位未満は四捨五入)。
 また、当該証券の表面金額についてコード表に併記すること。
 当該売買契約に係る決済年月を記入する(年月の記入は【E3】に準ずる。)